

私たちは、熊本市手をつなぐ育成会の 育成会相談支援センター「手と手」です。

□相談支援の基本方針

～育成会の相談支援事業所として、何よりも大事にしたいこと～

熊本市手をつなぐ育成会は、障がいのある子ども・本人、保護者・家族の安心と幸せを願って、60数年にわたり活動している知的障がい児者の親の会です。

その育成会の相談支援事業所として、保護者やご家族、関係者の信頼や期待に応えるべく、以下を基本方針とします。

- ① 障がいのある本人の意思や人格を尊重するとともに、常に本人、保護者・ご家族の立場に立ち、安心して地域生活を営めることを第一に考え、相談支援を行います。
- ② 丁寧で、誠実、温かみのある相談支援に努めます。
- ③ 本人、保護者・家族の希望や選択に基づき、保健、医療、福祉、就労、療育、教育等のサービスを総合的に効率よく提供することをめざします。
- ④ 育成会のネットワークをフルに活用し、保健、医療、福祉、就労、療育、教育等の関係機関と密接な連携を取って支援を行います。
- ⑤ 継続的な相談支援により、障がいのある人の自立と社会参加促進を図ります。

※相談は無料です。

□相談支援の内容

- ①福祉サービスの利用援助（サービス情報の提供、サービス利用の助言など）
※障がい福祉サービスや療育、教育、就労などの情報提供をします。
- ②社会資源を活用するための支援（施設や作業所等の紹介、生活情報の提供など）
- ③生活力を高めるための支援（健康管理、身だしなみ、余暇活動等に対する助言）
- ④権利擁護のための援助（成年後見制度、権利擁護事業の活用など）
- ⑤専門機関の紹介（ニーズに応じて、各種専門機関を紹介）
- ⑥虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整



□計画相談支援・障害児相談支援

※熊本市から特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受けて、次の業務を行っています。

- ①サービス利用支援
利用する障がい福祉サービス等の利用計画案の作成、支給決定後の指定事業者との連絡調整などを行い、利用計画を作成します。
- ②継続サービス利用支援
継続して障がい福祉サービス等を利用できるよう、一定の期間ごとに利用状況を検証し、利用計画の変更や関係機関との連絡調整を行います。

私たちが誠意をもって担当します

□サービス提供日と時間

利用時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

□スタッフ

- ・センター長：1名（相談支援専門員兼任）
- ・相談支援専門員：3名



林相談支援専門員
（センター長）



米村相談支援専門員



小田相談支援専門員



◆所在地、連絡先

〒861-5287 熊本市西区小島9丁目14-58 障がい者支援施設 しょうぶの里内
TEL：096-245-6535 / FAX：096-245-6536
E-mail：qq9d2cu9k@honey.ocn.ne.jp